

**地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金  
(地域低炭素化出資事業基金)に係る補助事業者の募集について  
(公募要領)**

平成 25 年 5 月

環境省総合環境政策局環境経済課

環境省では、地域低炭素化出資事業基金の設置法人の募集を行います。

事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業者として選定された場合には、「地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金（地域低炭素化出資事業基金）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）及び「地域低炭素化出資事業実施要領」（以下「実施要領」という。）にしたがって手続等を行っていただくことになります。

## 公募要領目次

### I. 地域低炭素化出資事業基金に係る補助事業者の募集について

1. 補助金の目的
2. 補助対象となる事業等について
3. 採択基準について
4. 補助事業者の選定について
5. 応募の方法について

### II. 留意事項等について

1. 基本的な事項について
2. 補助金の交付について
3. 補助金の経理等について
4. その他

## I. 地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金（地域低炭素化出資事業基金）に係る補助事業者の募集について

### 1. 補助金の目的

地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金（地域低炭素化出資事業基金）（以下「補助金」という。）は、地域において地球温暖化対策のための事業を行う者又は当該事業者に対し出資を行う投資事業有限責任組合等を出資により支援することにより、地球温暖化対策のための投資を促進し、二酸化炭素の排出削減を推進するための基金（以下「地域低炭素化出資事業基金」という。）を造成することを目的としています。

### 2. 補助対象となる事業等について

#### (1) 補助対象となる事業

実施要領 2. に規定する基金事業を実施するため地域低炭素化出資事業基金を造成する事業を交付の対象とします。

#### (2) 交付先

非営利型法人（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。）、特例民法法人その他の非営利法人（補助金に対し法人税が課されることとなる法人を除く。）のうちから、1 法人を補助事業者として選定します。補助事業者は、環境大臣から補助金の交付を受け、当該補助金により地域低炭素化出資事業基金を造成するものとします。

※ 応募段階では、非営利型でない一般社団法人・一般財団法人も応募することが可能ですが、補助金の交付決定までに非営利型に移行していただくこと（その具体的な見通しを示すこと）が必要です。

#### (3) 補助金の交付額

本補助金の交付額は 1,400 百万円です。このうち、基金事業の実施に必要な事務に要する費用は、130 百万円を上限とします。

#### (4) 基金の運用管理

基金の運用管理は、実施要領 5. (1) の規定に基づき、資金の安全性及び資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、具体的には、次に掲げる方法により基金を運用するものとします。

- ・ 金融機関への預金
- ・ 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（元本保証のものに限る。）
- ・ 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、商工中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の取得

#### (5) 基金の使途

基金の取崩し及び運用による収入は、実施要領 5. (2) に基づき、次に掲げる使途に充てるものとします。

- ・ 基金事業の実施に要する経費（出資分）
- ・ 基金事業の実施に必要な事務に要する経費（基金の適正かつ公正な管理・運営、補助事業者の補助金の適正な執行管理等を含む。）

#### (6) 基金の残余の額の扱い

補助事業者は、基金事業を完了したとき又は基金事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、交付要綱第 15 条第 1 項の規定に基づき、地域低炭素化出資事業基金の残額を国庫に納付しなければなりません。

#### (7) 基金の経理

基金の経理については、他の事業の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければなりません。

#### (8) 国への報告等

- ① 補助事業者は、基金事業の遂行状況について、環境省総合環境政策局長（以下「総合環境政策局長」という。）に毎年度の定期報告を行わなければなりません。
- ② 補助事業者は、①のほか、基金事業の遂行状況について総合環境政策局長から報告を求められた場合には、速やかに、その状況について記載した書面を作成し、総合環境政策局長に提出しなければなりません。
- ③ 補助事業者は、基金管理の遂行が困難となった場合においては、速やかに総合環境政策局長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- ④ 総合環境政策局長は、基金の適正な管理及び基金事業の適正な執行を期するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又

はその職員に補助事業者の事業場に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとします。

- ⑤ 総合環境政策局長は、④の調査により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）その他の法令、交付要綱又は実施要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、補助事業者に対し、是正のための措置をとるべきことを命ずることができるものとします。
- ⑥ 補助事業者において、代表者の変更、事務所の移転、地域低炭素化出資事業基金の管理又は大幅な事務実施体制の変更等、基金事業の遂行に影響を及ぼすおそれのある事情が生じた場合には、速やかに総合環境政策局長に報告するものとします。

#### (9) その他

以上(1)～(8)に掲げた事項を含め、交付要綱及び実施要領において、補助事業及び基金事業について詳細に定められる予定ですので、必ず参照してください。

### 3. 採択基準について

補助事業者の採択は、以下の項目を総合的に評価して行うものとします。

#### (1) 基金の管理・運用

- 基金の管理について、安全性及び透明性が確保される方法により行うものであるか。
- 基金の運用について、安全かつ有利な方法で行うものであるか。

#### (2) 基金事業の実施

- 地域低炭素化出資事業の趣旨・目的をよく理解しているか。
- 基金事業の実施方法が適切か。
- 基金事業を実施する上で必要な判断能力を有しているか。

#### (3) 実施体制及び事務費用

- (1)及び(2)を適切に行うために必要かつ適正な事務・管理体制を有しているか。
- (1)及び(2)を行うために要する費用が適正かつ合理的か。

(4) 法人自体について

- 法人の信頼性及び地域における地球温暖化対策のための事業への出資による支援を通じた投資の促進及び二酸化炭素の排出削減という本事業の目的との関連性
- 本事業を通じ公益を達成しようとする事について、国民の疑惑を招くことがなく、また、公益を達成しようという強い意欲があるか

#### 4. 補助事業者の採択について

- (1) 一般公募を行い採択します。
- (2) 応募者より提出された応募書類をもとに、有識者を含む評価委員会が、地域低炭素化出資事業基金の補助事業者に係る応募書類審査の手順について（別添1）及び地域低炭素化事業基金の補助事業者に係る応募書類審査基準及び採点表（別添2）に基づき、厳正に審査を行い、補助事業者を選定し、補助金の交付を内示します。

#### 5. 応募の方法について

(1) 応募方法

事業の応募に必要な書類及び応募様式ファイルを保存したコンパクトディスクを、持参又は郵送により、公募期間内に環境省まで提出していただきます。提出物は、封筒に入れ、宛名面に「地域低炭素化出資事業基金の補助事業者に係る応募書類」と赤字で明記してください。

(2) 公募期間

平成 25 年 5 月 24 日（金）から平成 25 年 6 月 5 日（水）12 時必着

(3) 応募に必要な書類及び提出部数

① 応募申請書【様式1】

（法人の定款又は寄付行為、法人の概要が分かる説明資料、過去3年程度の事業報告及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）を添付してください。）

② 事業実施計画書【様式2】

③ 事務費用内訳【様式3】

(基金事業の実施に要する事務費用の見込みを記載してください。)

①～③の書類を9部ずつ提出していただくとともに、これを保存したコンパクトディスク(一部)を同封してください。

ただし、添付書類については、書類(紙)のみの提出でも結構です。

(4) 提出先

環境省総合環境政策局環境経済課 地域低炭素化出資事業基金担当  
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

(5) 提出方法

持参又は郵送してください。郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります(提出期限必着のこと)。

(6) 説明会の開催

本補助金に係る説明会を以下のとおり開催します。

日 時：平成25年5月28日(火) 14時00分～15時00分

場 所：中央合同庁舎5号館 19階 第2会議室

(7) 応募に関する質問の受付及び回答

○受付先

環境省総合環境政策局環境経済課 地域低炭素化出資事業基金担当

FAX：03-3580-9568

E-Mail：KIGYO@env.go.jp

○受付方法

電子メール又はFAX(A4、様式自由)にて受け付けます。(電話、来訪等による問合せには対応しません。)

○受付期間

平成25年5月30日(木)までの平日9時30分～17時

(12時～13時を除く。)

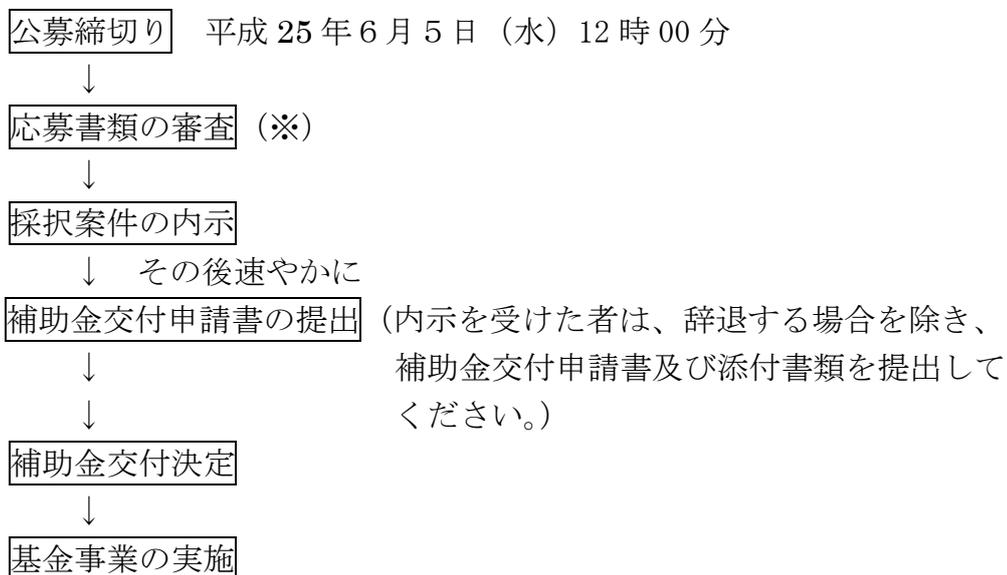
○回答

平成25年5月31日(金)17時までに、FAXにより行います。

(8) 応募書類提出後のスケジュールについて

応募書類提出後の概略スケジュールは以下のとおりです。

書面審査を通過した者を評価するため、評価委員会を開催します（平成25年6月6日（木）10時～の予定）。評価委員会への出席依頼については、平成25年6月5日（水）17時までに連絡します。



## II. 留意事項等について

### 1. 基本的な事項について

本補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令その他の法令の規定によるほか、交付要綱、実施要領及びこの公募要領に定めるところによることとします。

### 2. 補助金の交付について

#### (1) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付要綱を参照願います。）。

#### (2) 交付決定

環境大臣は、提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

#### (3) 事業の開始

補助事業者は、本補助金の交付決定を受けた後に事業開始することが可能となります。

補助事業者が補助目的を達成するため他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たっては、契約日は交付決定日以降となりますので注意してください。

### 3. 補助金の経理等について

#### (1) 補助金の経理等について

補助事業者は、基金事業について特別の勘定を設け、他の事業の経理と明確に区分して経理を行わなければなりません。また、収入額及び支出額を記載して基金の用途を明らかにした収支簿及びその内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、基金解散の日から5年を経過するまでの間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

#### (2) 実績報告

補助事業者は、補助事業を完了したときは、補助事業完了日から起算して30日を経過した日又は補助事業完了日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を環境大臣に提出する必要があります。

### 4. その他

上記の事項を含め、必要な事項は交付要綱及び実施要領に定めますので、これらを参照してください。

(様式1)

平成25年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所  
法 人 名  
代 表 名



地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金（地域低炭素化出資事業基金）  
に係る補助事業者応募申請書

標記について、以下の必要書類を添えて申請します。

1. 事業実施計画書
2. 事務費用内訳
3. 法人の定款又は寄付行為
4. 法人の概要が分かる説明資料
5. 過去〇年の事業報告及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）

(担当者欄)

所属部署名：

役 職 名：

氏 名：

T E L：

F A X：

E - m a i l：

(様式2)

### 事業実施計画書

法人について	
法人名	
所在地	
設立	年 月 日
役員等	※代表者と理事全員（他の肩書きがある場合はそれを含めて記載ください。国家公務員経験のある方については最終官職名を明示ください。）
法人の目的	
主な活動	
年間の収支予算	※収入・支出の規模とその項目（別紙でも可）
法人の種類	※非営利型一般社団法人・一般財団法人等の法人の種類を記載してください。
本事業への応募理由	※本事業への理解度についても記載ください。

基金の管理・運用

基金の管理方法

※基金をどこでどのように管理するのかを記載ください。

基金の運用方法

基金事業の実施

基金事業の実施  
方法

※事業を実施する上で必要となる判断の内容並びに当該判断を行う方法及び体制が明らかとなるように記載してください。

事務の実施体制及び事務費用	
事務を実施するための体制	※人員の規模及び管理体制が明らかになるように記載してください。具体的に予定している者がいる場合は、具体名及びその者が適当な理由についても記載してください。
事務を実施するために要する費用の合理性	※内訳については様式3に記載してください。

(様式3)

事務費用内訳

必要経費の項目	経費の見積額
合計額	

※必要となる全ての事務費用（補助事業者において、地域低炭素化出資事業基金の管理に必要となる事務費用）について記載してください。

(別添1)

**地域低炭素化出資事業基金の補助事業者に係る  
応募書類審査の手順について**

1. 地域低炭素化出資事業基金の補助事業者に係る応募書類審査基準及び採点表(別添2)に基づき、委員ごとに採点する。

**【採点基準】**

・ A (良い)	10点
・ B (やや良い)	7点
・ C (普通)	5点
・ D (やや悪い)	3点
・ E (悪い)	0点

2. 1. の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を補助事業者とする。

3. 平均点が同点の場合、次の基準で補助事業者を選定する。

- ① 「A」の数が多い者を補助事業者とする。
- ② 「A」の数と同数の場合は、「B」の数が多い者を補助事業者とする。
- ③ 「B」の数も同数の場合は、「C」の数が多い者を補助事業者とする。
- ④ 「C」の数も同数の場合は、「D」の数が多い者を補助事業者とする。
- ⑤ 「D」の数も同数の場合は、審査者の多数決により選定する。

(別添2)

## 地域低炭素化出資事業基金の補助事業者に係る応募書類審査基準及び採点表

応募者 \_\_\_\_\_

審査基準		配点	評価(A)	係数(B)	A×B
<b>1 基金の管理・運用</b>					
(1)	基金の管理について、安全性及び透明性が確保される方法により行うものであるか。	点 10		× 1	点
(2)	基金の運用について、安全かつ有利な方法で行うものであるか。	点 10		× 1	点
<b>2 基金事業の実施</b>					
(1)	地域低炭素化出資事業の趣旨・目的をよく理解しているか。	点 10		× 1	点
(2)	基金事業の実施方法が適切か。	点 10		× 2	点
(3)	基金事業を実施する上で必要な判断能力を有しているか。	点 10		× 1	点
<b>3 実施体制と事務費用</b>					
(1)	事務を適切に行うために必要かつ適正な事務・管理体制を有しているか。	点 10		× 1	点
(2)	事務を行うために要する費用は適正かつ合理的か。	点 10		× 1	点
<b>4 法人自体について</b>					
(1)	法人の信頼性及び本事業の目的との関連性	点 10		× 1	点
(2)	本事業を通じ公益を達成しようとする事について、国民の疑惑を招くことがなく、また、公益を達成しようという強い意欲があるか。	点 10		× 1	点
合 計		点 100			点